

「令和2年度感染拡大防止・医療提供体制確保補助金」の申請が受理されていないケースについて

「新型コロナ」関連の「補助金」の支給遅れに関する保団連の厚労省要請の情報の続報です。

現在、「令和2年度新型コロナウイルス感染症感染拡大防止・医療提供体制確保支援補助金」については、各医療機関からの申請の受理や交付決定の状況を一覧にしたリストが、コールセンターに渡されているとのことです。もし自院の申請の処理状況をお知りになりたい場合は、コールセンター（0120-336-933）に自院の医療機関コード（10桁）を伝えて調べてもらうことができます。

こうした経過の中で、申請がされているはずなのにリストに医療機関名がないという事例があることが判明してきています。そこで、自院の状況を確認して、仮に「リストに医療機関名がない」と言われた場合は、下記のような対応をご検討ください。

- ・「受理されている」もしくは「交付決定済み」などの回答の場合⇒そのままお待ちください。
- ・「リストに医療機関名がない。厚労省から連絡します。」⇒少しお待ちください。
- ・「リストに医療機関名がない。こちらでは対応できない。」⇒高知保険医協会にお知らせください。

以上はあくまで「令和2年度分」（令和3年2月28日締め切り）の「感染拡大防止・医療提供体制確保支援補助金」の場合です。4月以降の申請の「令和3年度分」ははまだ「取りまとめ中」（厚労省）です。

「自宅・宿泊療養者への電話・情報通信機器を用いた診療」―「臨時的な取扱い(その59)」(9/3付)

「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱い(以下「臨時的な取扱い」)(その59)が発出されています。

自宅・宿泊療養を行っている者に、電話や情報通信機器を用いて新型コロナウイルス感染症に係る診療を行った場合、「臨時的な取扱い(その10)」(R2.4.10付)の1に示すA000初診料の注2に規定する214点、あるいは電話等再診料73点を算定することができます。

介護医療院もしくは介護老人保健施設(以下「介護医療院等」)または地域密着型介護老人福祉施設もしくは介護老人福祉施設(以下「介護老人福祉施設」)に入所する新型コロナウイルス感染症患者であって、病床ひっ迫時に、やむを得ず当該施設内での入所を継続し療養を行う者に対して、往診を実施した場合、あるいは新型コロナウイルス感染症に関連した診療を実施した場合において、「臨時的な取扱い(その51)」(R3.7.30付)の「問1」「問2」の「自宅・宿泊療養を行っている者への往診の場合」と同様に、救急医療管理加算1(950点)が算定できます。なお、当該加算は、当該患者に対して主として診療を行っている保険医が属する1つの保険医療機関において、1日につき1回算定できます。初診料、再診料、往診料、訪問診療料の算定は現行の取扱いと変わりません。

全身症状等の可能性は低い―ワクチン異物混入でワクチン学会が見解

モデルナ社製の新型コロナウイルスワクチンに、ステンレスの破片が混入していた問題で、日本ワクチン学会が見解を発表しています。異物混入を「あってはならないこと」と指摘したうえで、ステンレスの微小片が接種されたとしても、全身的な症状を起こす可能性は低いとし、アナフィラキシーの原因となる可能性も低いとしています。また、ワクチン接種後の死亡事例については、剖検の結果等も含めて因果関係の検討に関する詳細を早期に公表することを要望しています。